別紙様式２

# 平成２０年度内部監査基本計画書

平成２０年４月１８日決定

国立大学法人東北大学内部監査規程第１０条に基づき、平成２０年度に実施する監査基本計画を次のとおり定める。

## １．監査の方針

監査室は、平成１７年度から大学経営の最高責任者である総長直属の組織として本学の経営目標の達成に貢献する監査に務めてきたところであるが、今後ともその使命を的確に果たすため、次に掲げる方針で内部監査に取り組む。

ア　本学を取り巻く環境の変化を十分に踏まえ、主として次に掲げる内部監査の機能に重点を置いて監査を行う。

①　中期目標に基づく中期計画が学内に浸透し、目標に沿った施策が効果的に実行されているかなど経営の基本問題を検討･評価し､その改善を図ることによって、目標の効果的達成を促進する。

②　日常的業務の中に組み込まれた基本的かつ重要な内部統制システムの整備・運用状況などを検討・評価し、その改善を図ることによって、内部統制の目標（業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、関連法規の遵守）をより効果的に達成するとともに、法定監査の実施にも資する。

③　本学の信頼性に重大な影響を与える不正、新たな事業活動の進捗状況など特別な個別事項を検討・評価し、その改善を図ることによって、本学の説明責任の向上及び大学経営の支援に資する。

イ　内部監査は、監査目的に合ったアプローチで行う。

例えば、中期目標の効果的達成に向けた監査にあっては、本学としての「あるべき姿」を明確にし、その上で現状を調査してギャップを分析し、改善案についての助言・提言等を行う。内部統制システムの整備・運用状況に関する監査にあっては、まず業務に関連するリスクを洗い出し、評価し、リスクの高いと判断された分野を優先的に監査対象とし、リスクに見合った対策を実施しているかを分析し、改善案についての助言・提言等を行う。

ウ　総長からの監査要請や社会的関心の高い事項については、機動的な監査を行うなど、適時適切に対応する。

エ　内部監査により指摘された問題に対する対処方針に関し、一定期間の後、適切な対処がなされたか、効果は上がっているか等について、必要に応じてフォローアップを実施する。

別紙様式２

２．監査の重点事項

内部監査は、監査の方針に基づき、監査室に課された使命を効率的、効果的に達成するため、的確な重点事項を設定し計画的に実施する。

内部監査の重点事項は、多種多様な監査の領域の中から、施策・事業の動向や予算等の規模、内部統制の状況、過去の監査の結果などを勘案して設定する。特に、研究費の不正使用問題を契機に、文部科学省より「研究機関における公的研究の管理・監査のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が示され、それを受けて「東北大学における研究費の適正な運営・管理のための大綱」「研究費の不正行為への対応ガイドライン」が整備されたこと、さらに本学において昨年度研究費の不正使用等の問題が発覚したことから、これらの対応状況等にも十分留意する。また、平成２０年度の監査に当たっては、本学の基本理念に係る施策の重要性、外部検査機関等による指摘、文部科学省等からの要請に基づく監査や社会的関心の所在などを十分勘案して、次の５項目を設定する。

| | 重点事項 | 監査の理由 |
|---|---|---|
| 1 | 随意契約の監査 | 昨年度、本学では不適切な随意契約手続による工事の実施が発覚し、大きな問題となった。また、「随意契約の適正化等の一層の推進について（通知）」（１９文科高第５９２号平成１９年１２月２６日）において、随意契約の重点的監査が求められている。 |
| 2 | 競争的資金等の監査（科学研究費補助金を除く）（書面監査） | 文科省からガイドラインが通知され、競争的資金等の適正な運営・管理が求められている。 |
| 3 | 検収センターの監査 | 昨年度、本学では納品を伴わない架空取引による預け金の存在が発覚し、大きな問題となった。また、ガイドラインにおいて調達された物品について発注者の影響を排除した実質的な納品検収体制の構築・運営が求められている。 |
| 4 | 科学研究費補助金の監査 | 科学研究費補助金の「使用ルール」において、毎年内部監査を実施することが義務付けられている。 |
| 5 | 会計監査（書面監査を含む） | 日常の会計業務において、規則等に基づく適正な執行となるよう監査を実施し、内部統制の整備及び不正防止を図る。 |

３．監査の実施時期

内部監査の実施時期は、監事監査、会計監査人監査の実施時期等を考慮し、平成２０年７月から平成２１年３月までとする。

別紙様式２

４．監査の対象部局

内部監査の対象部局については、それぞれの監査項目毎に別途「内部監査実施計画書」において定める。

５．監査の方法

監査は書面監査及び実地監査による方法で行う。

６．その他

（１）重大な事故・不正・誤り等の事実の発生を了知した場合は、必要に応じその内容を調査する。

（２）東北大学（担当理事)、監事、監査室及び会計監査人の四者が定期的に会合を開催し、相互の情報を共有することにより各監査が効率的、効果的に実施できるよう連携を図る。

（３）不正防止計画推進部署（不正使用防止計画推進委員会）との密接な連携を図り、不正防止計画の策定及び進捗状況に係るモニタリングを行う。また機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか確認・検証を行う。